



2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 ベイシス株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉村公孝
(コード番号：4068 東証グロース)
問合せ先 取締役 C F O 今井未来也
(TEL. 03-6435-9907)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2026 年 9 月 25 日開催予定の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由
- (1) 事業目的の変更および追加に係る定款の一部変更
当社の事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）の目的事項の変更および追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。
- (2) 企業理念の改定に伴う定款の一部変更
企業理念のアップデートに伴い、現行定款第 3 条（理念）の変更を行うものであります。
- (3) その他の定款の一部変更
取締役社長欠員時の株主総会の招集権者および議長を他の取締役とする目的で第 15 条（招集権者および議長）の変更を行うとともに、取締役社長の必置の明確化および取締役会が選定できる役付取締役の範囲の拡大を目的に第 22 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項の変更を行い、さらに、会計監査人に関する事項について会社法用語との整合性確保および当社機関による手続きの明確化を目的に第 41 条（会計監査人の報酬等）の変更を行うものであります。
- (4) 上記の新設および変更に伴う字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日：2026 年 9 月 25 日（予定）

定款変更の効力発生日：2026 年 9 月 25 日（予定）

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	
第1条	(条文省略)
(目的)	
第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(8)	(条文省略)
(9)	土地、建築物、各種設備の測量、点検、調査
	(新 設)
	(新 設)
(10)～(11)	(条文省略)
(理念)	
第3条	当会社は、次の理念に基づいて経営する。
(1) MISSION	<u>ICTで世の中をもっと便利に</u>
(2) VISION	Update The World 変化し、変化させ、必要不可欠な <u>会社</u> に
(3) VALUE	
① <u>Challenge</u>	<u>常に挑戦し、成長し続ける</u>
② <u>Pride</u>	<u>プロフェッショナルとして誇りを持ち、ベストを尽くす</u>
③ <u>Enjoy</u>	<u>自ら楽しみ、関わる全ての人々を笑顔にする</u>
	(新 設)
	(新 設)
第4条～第14条	(条文省略)
(招集権者および議長)	
第15条	株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2.	取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。
第16条～第21条	(条文省略)
(代表取締役および役付取締役)	
第22条	取締役会はその決議により、会社を代表すべき取締役若干名を選定する。
2.	取締役会はその決議により、取締役会長、 <u>取締役社長各1名、取締役副社長、専務取</u>

変更案	
第1条	(現行どおり)
(目的)	
第2条	(現行どおり)
(1)～(8)	(現行どおり)
(9)	土地、建築物、各種設備の測量、点検、調査、 <u>設計、工事、保安業務</u>
(10)	<u>ガス設備に関する保安業務、検査業務および工事</u>
(11)	<u>給排水設備に関する保安業務、検査業務および工事</u>
(12)～(13)	(現行どおり)
(理念)	
第3条	(現行どおり)
(1) MISSION	<u>社会の基盤を創り、人と社会の未来と幸福を支える</u>
(2) VISION	Update The World 変化し、変化させ、必要不可欠な <u>Only One</u> へ
(3) VALUE	
① <u>Ownership</u> (自律と責任)	<u>全てを自分事化し、責任を果たす</u>
② <u>Respect All</u> (尊重と利他)	<u>関わる全ての人を尊重し、利他の心でつながる</u>
③ <u>Breakthrough</u> (挑戦と変革)	<u>前例を超え、変革を起こす</u>
④ <u>Keep Growing</u> (学びと進化)	<u>学び続け、可能性を広げる</u>
⑤ <u>Open Talk</u> (対話と信頼)	<u>本音で語り、信頼でつながる</u>
第4条～第14条	(現行どおり)
(招集権者および議長)	
第15条	(現行どおり)
2.	取締役社長に <u>欠員</u> または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。
第16条～第21条	(現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	
第22条	(現行どおり)
2.	取締役会はその決議により、取締役社長 <u>1名</u> を選定する。また、取締役会はその決議

現行定款	変更案
<u>締役、常務取締役</u>各若干名を選定することができる。 第 23 条～第 40 条 （条文省略） （会計監査人の報酬等） 第 41 条 会計監査人の報酬は監査役会の同意を得て定める。 第 42 条～第 46 条 （条文省略）	により、<u>取締役会長、取締役副社長その他の役付取締役</u>各若干名を選定することができる。 第 23 条～第 40 条 （現行どおり） （会計監査人の報酬等） 第 41 条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、<u>取締役会がこれを定める。</u> 第 42 条～第 46 条 （現行どおり）

以上